

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

令和7年12月12日

2. 認定事業適応事業者の名称

株式会社シンエイ

3. 認定事業適応計画の内容

（1） 事業適応に係る事業の目標

近年、気候変動問題への対応が喫緊の社会課題となっている。弊社株式会社シンエイでは、「価値を創造する」という経営理念の具現化のひとつとして、本社および第2工場に自家消費型の太陽光発電の導入を計画している。再生可能エネルギーを積極的に活用し、自社の持続的な発展のみならず、SDGs 未来都市宣言都市である長野県の発展に寄与していきたい。

（2） その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

本社事業所の屋根に 52.65kW の太陽光自家消費設備を 2025 年 12 月に導入し、本社事業所の約 2 割の電力を賄う計画である。また翌年度の 2026 年には、第 2 工場の屋根に 11.65kW の太陽光自家消費設備を導入し、更なる再エネ比率を高めていく予定である。基準年度に対して、計画最終年度である 2027 年度で 26.7%の炭素生産性向上を目指すものである。

（3） 財務内容の健全性の向上を示す目標

2027 年度（計画終了年度）に経常利益を計上することを目標とする。

（4） 事業適応の類型

③エネルギー利用環境負荷低減事業適応

（5） 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）

計画の対象となる事業は、主に電子部品の製造および検査をするものであるため

（6） 事業適応の具体的内容

計画初年度では、本社屋上に太陽光発電設備を 12 月に導入し、発電した電気を自家消費す

ることでCO₂排出量・購入電力量を削減する仕組みを構築する。

計画2年目（2026年度）では、本社の太陽光発電設備導入による通年稼働効果として、CO₂排出量を22t削減する。並行して12月には第2工場の屋根に太陽光発電設備を導入することで、計画2年度は、炭素生産性を21.5%向上させる。

目標年度（計画最終年度2027年度）には、第2工場の太陽光発電設備の通年稼働効果もあわせ、炭素生産性を26.7%向上させる。

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2025年12月

終了時期：2027年12月